

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、業績目標の達成と強固な企業体質による企業価値の継続的発展を目指し、経営の意思決定と執行における透明性の確保、コンプライアンスの徹底に向けた監視、監督機能の強化等を図るため、株主重視の公正な経営体制、経営システムを整備し、必要な施策を実施していくことを、コーポレートガバナンスの基本的な方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-1-2 中期経営計画】

当社は現在、単年度での業績見通しを決算短信にて開示しております。当社グループの主な事業は公共事業であり、景気や雇用対策といった政策的観点から実施され、こうした変化に対して迅速かつ柔軟に最適な経営判断を行うことが重要となっております。そのため現在、中期経営計画を策定し、毎年見直しを行っているものの、その公表を行っておりません。

なお、株主・投資家の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくための情報開示のあり方として、対処すべき課題を事業報告で、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容を有価証券報告書において明確に公表するとともに、投資家に対する説明会および個別の面談を通して対話を行っております。

【補充原則4-1-3 後継者計画に対する取締役会の関与・監督】

当社は現時点において最高経営責任者等の後継者計画を策定しておりません。

なお、後継者育成は経営上の重要課題の一つと認識しておりますので、今後対応を検討してまいります。

【補充原則4-3-2 CEOの選任手続の整備】

当社は、最高経営責任者の選任に関する具体的な手続きやその評価基準は定めておりませんが、補充原則4-1-3と併せて手続きの整備を検討してまいります。

【補充原則4-3-3 CEOの解任手続の整備】

代表取締役の解任に関する具体的な手続きやその評価基準は定めておりません。

しかしながら、万一、代表取締役が重大な法令・定款等の違反や、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くした上で、決議することとなります。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社は、独立社外取締役は現状2名(取締役総数8名)であり過半数に達しておりませんが、取締役の指名については当該独立社外取締役が取締役会において適切な助言を行っております。

また報酬については、独立社外取締役からの助言を踏まえ、社内取締役で構成される報酬委員会が報酬案を決定し、取締役会において決議しております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性を確保するための要素】

当社の取締役会の構成員は、各事業に精通するものおよび法務(弁護士)、財務・会計(会計士)の知見を有する専門家でバランスよく構成されていると考えております。現在、女性もしくは外国人の取締役は選任しておりませんが、取締役はそれぞれ、持続的な企業価値の向上を可能とする知見および実績を備えており、経営課題への対応に必要な資質と多様性を備えているものと考えております。

また年1回、取締役会の運営に係る自己評価を行い、取締役会の機能向上に向け見直しを行っております。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社では、中期経営計画を策定し、重要な経営指標について目標達成に向けた具体的な施策を設定しております。

しかしながら、具体的に資本コストを考慮した経営指標を策定しておらず、資本コストを的確に把握することは経営上の重要課題の一つと認識しておりますので、今後対応を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社が投資目的以外の目的で保有する株式は、販売・資金調達等において事業戦略上の重要性等、当社の中長期的な企業価値向上に資するものであることを基本方針として、限定的かつ戦略的に保有しております。

なお、議決権の行使につきましては、当社との安定的協力関係の維持が見込める場合は、原則賛成し、株主価値が大きく毀損するような議案につきましては、反対いたします。

また、時価が50%超下落する等経済価値が著しく毀損し、かつ保有の意義が必ずしも十分でないと判断される銘柄につきましては、縮減を図ってまいります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、「Br.HDグループ企業行動基準」を定め、利益相反の禁止を明記しております。

また、関連当事者取引管理規程に則り、取締役会での審議・決議を要することとしております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能充実】

当社では、従業員の資産形成のため企業型確定拠出年金制度を実施しており、従業員に対して資産運用に関する教育機会の提供のほか、入社時には制度・運用に関する説明を行うなど周知徹底に努めております。

【原則3-1 情報化開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念についてはホームページにて、経営戦略については、有価証券報告書にて開示しております。

また、経営計画として単年度での業績見通しを決算短信等にて開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と方針については、ホームページ、有価証券報告書およびコーポレートガバナンス報告書にて開示しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役報酬の決定方針および手続については、コーポレートガバナンス報告書および有価証券報告書にて開示しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

持続的な企業価値の向上を可能とする知見および実績を有することを選任方針とし、取締役会および監査等委員会にて審議を経た上で株主総会付議議案とする手続としております。

取締役の解任については、職務執行に不正または重大な法令・定款違反があった場合等、取締役の任務遂行が困難な事情が生じた場合、独立社外取締役の助言を踏まえ、取締役会により総合的に判断したうえで解任することとしております。

(5) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

株主総会招集通知の参考書類に個々の選任・指名についての説明を記載しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社は、取締役会規程を定め、取締役会での決議事項を明確にしております。当社は監査等委員会設置会社であり、必要に応じて重要な業務の執行を各取締役に委任することで、意思決定のスピードを向上させ、効率的な業務運営が可能となっております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立性の判断につきましては、東京証券取引所が定める独立性の基準に則り、その適任性については個別の候補者毎に以下の点を重視して選任しております。

1. 当社企業グループおよびその関係者との直接の利害関係が存在しないこと。
2. 業界特性に関する専門的な知見を有すること。
3. 企業経営に深い知見を有すること。
4. 法律もしくは会計、財務等の職業的専門家としての地位に就いていること。

【補充原則4-11-1 取締役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模に関し、下記の点を重視して取締役を選任しております。また、選任に関する手続は原則3-1(4)にて記載の通りでございます。

1. 当社の各事業に精通していること。
2. 法務に関する知見を有していること。
3. 財務・経理に関する知見を有していること。
4. その他、当社の経営に必要な知見を有していること。

【補充原則4-11-2 取締役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、他の上場会社の役員を兼務している役員はおりません。兼務の状況につきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書にて毎年開示をおこなっております。なお、役員を兼務につきましては、取締役会の決議を経た上で決定しております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役会の実効性向上を目指し2018年度取締役会の評価を実施しました。評価方法・評価の結果および今後の対応については以下の通りです。

1. 評価方法

- (1) 毎年定期的に、全取締役(監査等委員である取締役を含む)を対象として、取締役会の評価(取締役会の構成・運営・議題・サポート体制・総括の5分野)に関するアンケートを実施しました。
- (2) 提出されたアンケートを集計し、社外取締役による客観的な分析・評価を行いました。
- (3) アンケートの集計、社外取締役の分析および評価結果を取締役会で共有し、取締役会の更なる実効性向上のための議論を行いました。

2. 取締役会の実効性に関する分析および評価結果の概要

上記の評価方法により、当社の取締役会は、取締役各々が業界や経営に関する知識や経験を有し、経営課題に対し多面的な視点で深い議論のもとで意思決定されており、運営面においても適切に実施されていることから、当社の取締役会は全般的に主体的な役割を果たし、実効性を確保していると評価しました。

取締役会における実効性の更なる向上のため、企業戦略の方向性、中期経営計画、内部統制及び事業などのリスクについて、継続して議論を行い、更に充実した運営が行われるよう取り組みを行うことが望ましいとの意見があり、今後取り組むことを取締役会で確認しました。

なお、取締役会の実効性評価につきましては、今後も1年に1回の頻度で継続実施いたします。

【補充原則4-14-2 取締役のトレーニング】

当社では、取締役の就任時には、業務執行に必要な知識および当社の置かれる事業環境を学ぶ機会を設けております。業務の執行に必要な知識および能力向上のため、継続的に外部機関等を活用して研修を実施しております。

なお、費用については、社内規程に基づき当社が負担しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、社長室をIR担当部署として定めております。株主・投資家との対話の機会として、株主総会をはじめ、会社説明会、決算説明会、及び機関投資家とのスモールミーティング等を随時開催し、当社の事業に対する理解の促進に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トウショウ産業株式会社	4,800,000	12.24
藤田 公康	2,735,800	6.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,076,800	5.29
ピーアールグループ社員持株会	1,198,268	3.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,157,100	2.95
広成建設株式会社	988,000	2.52
ピーアールグループ取引先持株会広島支部	976,500	2.49
ピーアールグループ取引先持株会大阪支部	842,100	2.15
株式会社三菱UFJ銀行	800,000	2.04
遠藤 祐子	703,800	1.79

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

トウショウ産業株式会社より、2019年4月25日付けで保有する株式のうち4,000千株を会社分割により新設分割して設立したトウショウアセットマネジメント株式会社に承継した旨の大量保有報告書が2019年5月8日に提出されました。
この結果、トウショウ産業株式会社の保有株式は800千株となるとともに、トウショウアセットマネジメント株式会社が新たに大株主になりました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小田 清和	弁護士													
佐上 芳春	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小田 清和			独立役員に指定	同氏は法律専門家としての幅広い実績と識見を持つ弁護士であり、主に法務面での監査及びアドバイスをを行うことが可能であり、また当社の経営の意思決定、執行を中立的な立場で監督できることが期待されるため、社外取締役に選任しております。また、同氏の属性や当社との関係等から、一般株主との利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏が東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。

佐上 芳春		独立役員に指定	同氏は会計の専門家としての幅広い実績と識見を持つ公認会計士であり、会計関係の監査及びアドバイスをを行うことが可能であり、また当社の経営の意思決定、執行を中立的な立場で監督できることが期待されるため、社外取締役役に選任しております。また、同氏の属性や当社との関係等から、一般株主との利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏を東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。
-------	--	---------	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設けておりませんが、監査等委員会の監査体制に照らし、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人等を置くことを求めた場合には、取締役会は必要に応じて補助使用人等を配置することを定めております。監査等委員会は、次に掲げる事項について明確化しておくなど、補助使用人等の独立性の確保及び補助使用人に対する支持の実効性の確保に努めております。

1. 補助使用人等の権限
2. 補助使用人等の属する組織
3. 監査等委員会の補助使用人等に対する指揮命令権
4. 補助使用人等の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査等委員会の同意権

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(内部監査部門)

監査等委員会は、内部監査部門である内部監査室から内部統制システムに係る監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要があると認めるときは、内部監査室に対して調査を求め、又はその職務の執行に係る具体的指示を出しております。また、監査等委員会は、内部監査室に対する調査の要請又はその職務の執行に係る具体的指示を行った場合、当該内部監査室から適時に報告を受領し、その内容について検証するとともに、必要があると認めるときは、追加の指示等を行っております。

(会計監査人)

監査等委員会は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツと定期的に会合をもつほか、監査に関する報告を随時かつ適時に受領するなど、緊密な関係を保ち実効的かつ効率的な監査を実施することができるよう努めております。また、監査等委員会は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	3	0	0	0	社内取締役

補足説明

報酬委員会は、当社取締役3名以上で構成し、当社社長が委員長及び議長の任に当たります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員については全て独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明 更新

当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、対象取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社取締役(監査等委員を除く)に対し譲渡制限付株式報酬を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に支払った報酬総額96百万円(基本報酬45百万円、譲渡制限付株式報酬39百万円、賞与10百万円)
うち、社外取締役に支払った報酬総額7百万円(基本報酬6百万円、賞与1百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2015年6月25日開催の株主総会において年額96百万円以内(ただし、使用人分給とは含まない。)となっております。

なお、譲渡制限付株式報酬制度については、譲渡制限付株式を割り当てるための金銭報酬債権に係る報酬額について、2018年6月22日開催の株主総会において年額60百万円以内及び年160,000株以内となっております。

また、取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2015年6月25日開催の株主総会において年額48百万円以内となっております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役は、毎月開催される取締役会及び経営会議等、重要な会議に出席することとなっておりますが、会議の資料は社長室より事前配布され内容説明されております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(会社の機関)

当社は経営管理の意思決定機関として取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。また、取締役会の決議を要しない重要な執行事項を協議、決定する機関として、経営会議を設置しております。経営会議は原則毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

当社の取締役会は監査等委員である取締役3名を含む取締役8名によって構成され、監査等委員会は社外取締役2名を含む監査等委員3名によって構成される体制としております。

(監査・監督機能)

当社は、取締役会における社外取締役の比率を高めて経営監督機能を強化することを目的に、監査等委員会設置会社制度を採用しております。当社社長は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題や対処すべき課題等について、意見または情報の交換ができる体制としております。また、内部監査室は、監査等委員会への連絡会議を随時開催し、企業集団の取締役および使用人の業務の適法性、妥当性について監査等委員会が報告を受けることができる体制としております。なお、監査等委員会は会計監査人である有限責任監査法人トーマツと随時会合を持ち、意見交換を行っております。

(指名、報酬の決定)

取締役の指名、報酬決定に係る事項は、取締役会で決定しております。なお、報酬に関しましては、任意の報酬委員会で検討・立案をしております。監査等委員の指名、報酬決定にかかわる事項については、監査等委員会で決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層強化することで、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上の両立を図ることを目的とし、当該体制を採用いたしました。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	18日前に発送しております。 発送の4日前に当社ホームページおよびTDnetに掲載しております。 https://www.brhd.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
その他	株主総会資料のビジュアル化を行い、資料をスライドにより説明しております。 決算短信(英文)を開示しております。 決算概要資料を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	随時、個人投資家向け説明会に参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算発表後の年1回決算説明会を開催しており、決算実績及び業績見通し、今後の経営戦略などの説明を行っております。また、随時個別ミーティングや取材の場を適宜設け、対応しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	https://www.brhd.co.jp/ 決算短信(年4回)、決算概要(年4回)、事業報告書(年2回)、有価証券報告書、四半期報告書を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIR担当部署は、社長室としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、建設業を主要事業とする技術者集団として企業活動をおこない、社会と地域に貢献することが私たちの使命と考え、環境配慮型社会の形成を目指し、グループ会社とともに環境マネジメント活動を推進しており、主要子会社の極東興和(株)及び東日本コンクリート(株)にて、ISO14001の認証を取得しております。 当社グループでは、現在も震災復興への取組みを通じて地域の安全・安心に貢献しております。また、コア事業である橋りょう新設事業の他、PC床版取替事業や、マイクロパイル工法、K-LIP工法など様々な補修・補強工法により、橋りょうの構造物を安心・安全にご利用いただけるよう取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、効率的で透明性の高い経営管理体制を確立することを内部統制システムの基本とし、会社および傘下の子会社からなるBriHDグループの業務の適性を確保する体制について、下記の通り決議しております。

- (1) 当企業集団の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、当企業集団の企業倫理の確立と遵守に関する社会的要請に対応し、株主をはじめとするステークホルダーとの信頼関係をさらに拡大していくために、「BriHDグループ企業行動基準」を定める。
当社は、企業集団全体のコンプライアンス体制の維持・向上を図るため、当社社長を委員長とする「倫理委員会」を設置し、定期的開催する。
当社は、内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を置き、企業集団のコンプライアンス統括部署を社長室に置く。
当社は、当企業集団のコンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、外部窓口を含めた社内通報システムを整備し、「公益通報者保護規程」等に基づき適切に運用する。
当社は、当企業集団の反社会的勢力対策に係る規程等を定め、反社会的勢力との一切の関係を持たない体制を整備・維持する。
- (2) 当企業集団の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当企業集団は、各社「取締役会規程」に従い、法令・定款に適合する取締役会を開催し、議事録を作成して保管し、その他の取締役の職務執行に係る情報については、「文書規程」及び「セキュリティ管理規程」に基づき管理し、情報の取扱い、保管、セキュリティに関する適切な運用を図る。
- (3) 当企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当企業集団のリスク管理について定める「リスク管理規程」を定め、この規程に沿ったリスク管理体制を整備、構築する。
当社社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、企業集団のリスク管理事項について問題が発生した場合は、速やかにその評価を行い、各関係部署と連携し改善策を策定するとともに、遅滞なくステークホルダーへ開示される措置を講じる。また、不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。
- (4) 当企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当企業集団は、定例の取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督等を行う。
当社は、将来の事業環境を踏まえた中期事業計画を策定し、企業集団の事業年度ごとの予算を立案し、その目標達成に向けた具体策を立案・実行する。
当社は、事業計画の進捗や予算の実績管理を行うため、月1回経営会議を開催し、企業集団の経営数値の進捗管理および適正な修正を行う。
- (5) 企業集団における業務の適性を確保するための体制
当社は、企業集団における業務の適性を確保するため、「BriHDグループ企業行動基準」と「関係会社規程」を定め、これに沿って整合性をもった諸規程の整備を子会社各社に求め、必要に応じてモニタリングを行う。
子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査の対象とする。
当社と子会社との取引または子会社間の取引については、第三者との取引と比較して著しく乖離しないようにし、必要に応じて専門家等に確認する。
当社は、当社の取締役または従業員を子会社の取締役および監査役に相当人数を就任させ、定期的開催する取締役会に出席させ、その営業成績、財務状況その他重要な情報について監視する。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当企業集団は、財務報告の信頼性を確保するため、有効かつ適切な内部統制の整備・運用を図る。
内部監査室は、定期的かつ継続的に、その有効性を評価し、社長、監査等委員会および取締役会に報告する。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の体制と当該使用人の取締役からの独立の確保
監査等委員会は、内部監査室およびその他の使用人に対し、業務補助を行うよう命令できるものとする。また、職務の遂行上必要な場合、監査等委員会が使用人を取締役から独立させて業務を行うよう指示できる体制をとるものとする。
監査等委員会の職務を補助する使用人の任免・評価・賃金等に関しては、予め監査等委員会の同意がなければならぬとし、取締役からの独立性を確保する。
- (8) 企業集団の取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制
監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書等の閲覧をすることができる。
当社の監査等委員会が必要と判断した時は、当企業集団の取締役、監査役又は使用人等に対して説明、報告を求めることができる。
社内通報に関する規程を定め、適切に運用することにより、監査等委員会への適切な報告体制を確保する。
- (9) 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない事を確保するための体制
当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを社内規程等において禁止する。
- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
社長は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題や対処すべき課題等について、意見または情報の交換ができる体制とする。
内部監査室は、監査等委員会への連絡会議を随時開催し、企業集団の取締役および使用人の業務の適法性、妥当性について監査等委員会が報告を受けることができる体制とする。
監査等委員会は会計監査人と随時会合を持ち、意見交換を行う。
監査等委員の職務の執行によって生ずる費用の前払いまたは償還の手続き、またはその他職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査等委員の請求に従い速やかに処理をする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (イ) 暴力団・総会屋等の反社会的活動、不当な要求等を請求する人物および団体等に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
- (ロ) 万一、反社会的勢力が攻撃してきた場合には、これに屈せず断固として拒否し、的確に対応する。
- (ハ) 反社会的勢力との関係を遮断するため、管理本部IR管理部を統括対応部署として、組織的に対応する。また、必要に応じて所轄警察署と連携を図り、不測に事態に備える。
- (ニ) 反社会的勢力と一切の関係を持たない、また取引をしないことを徹底するための具体的施策を定めた「反社会的勢力対応マニュアル」を制定。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

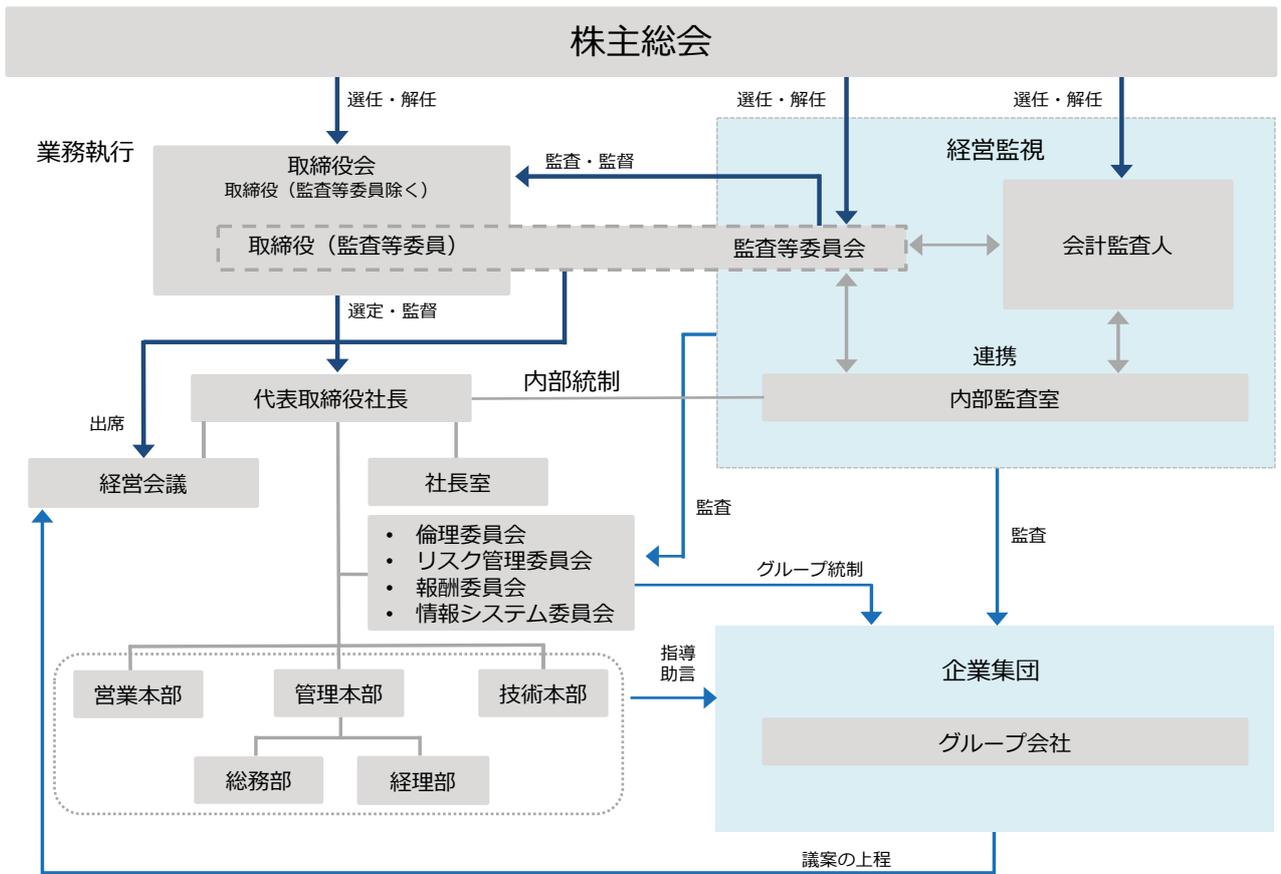
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

- (1) 模式図「コーポレート・ガバナンス体制」を添付しています。
- (2) 適時開示体制の概要「適時開示体制の概要」を添付しています。



適時開示体制の概要

【会社情報の適時開示に係る当社の基本姿勢】

当社は、経営の適法性および透明性の向上が会社の社会的責任であり、株主等のステークホルダーが適切に権利行使出来る環境であることが極めて重要であるとの認識から、コーポレート・ガバナンスの一環として会社情報の管理と運用の充実に努めております。

会社情報は、当社および傘下の各事業会社の管理部門との相互連絡を通じて、事業に対するリスクを迅速に把握し、当社取締役会にて投資判断に重要な影響を及ぼす恐れがあると判断した場合には、的確な情報開示を速やかに行なうことを基本とします。

【適時開示における社内体制】

当社は、金融商品取引法等の関係法令および株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」が定める情報等を適時適切に開示するため、社内規程「内部者取引に関する規程」に会社情報の管理と運用等を定め、適時開示を下記のとおり実施しております。

① 情報管理の担当

会社情報の情報管理責任者は管理本部長、適時開示責任者は経理部長とします。

② 情報収集

当社は、各子会社を統括する持株会社として、各子会社からの会社情報の集約に努め、会社の業務等に関して重要な影響あるいは重要な影響を及ぼす可能性がある事実等が発生した場合には、情報管理責任者に連絡します。

③ 適時開示の判断

集約した会社情報は、社長室及び経理部において、適時開示が必要な情報であるか否かを東京証券取引所の定める有価証券上場規則の適時開示事項と対照し確認を行ないます。

④ 適時開示の手続

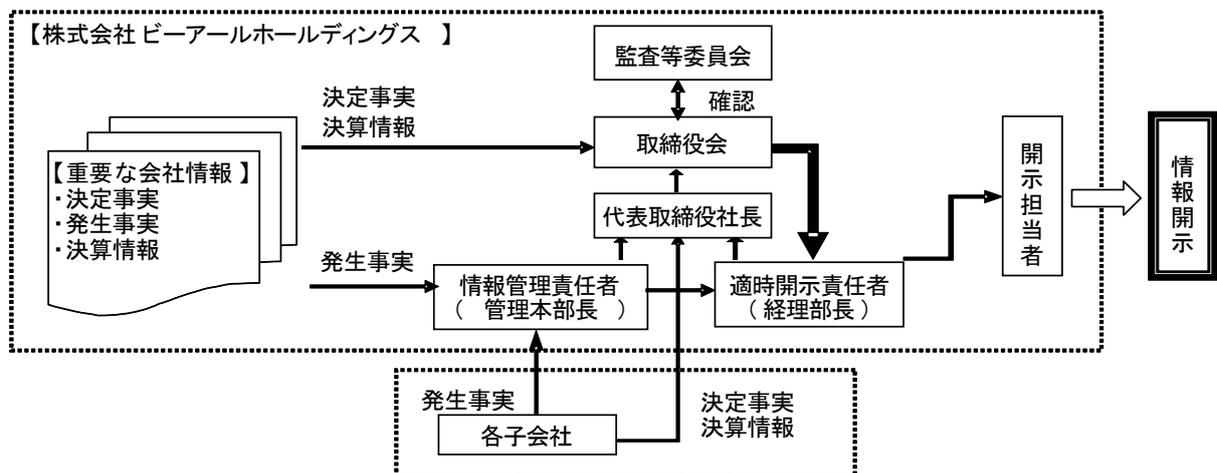
情報管理責任者及び適時開示責任者が適時開示の必要性を確認した場合には、代表取締役社長に報告し、取締役会の承認後、遅滞なく適時開示を行ないます。発生事実において、取締役会開催が間に合わない場合は、情報管理責任者及び適時開示責任者は、代表取締役社長の承認を得て、遅滞なく適時開示を行います。

⑤ 会社内部の情報管理体制

当社グループでは、会社内部の情報の把握・管理・公表の手順を定め、重要事実に関する情報の厳重管理や役職員の株券等の売買に制限を設け、インサイダー取引等の発生防止に努めます。

【参考 適時開示に係る社内体制の概略図】

通常の適時開示に係る体制は以下のとおりであります。



取締役会開催が間に合わない場合は、以下のとおりであります。

